

第 22 回社会福祉士・第 12 回精神保健福祉士 国家試験 【共通科目】

(1 月 31 日実施)

解答速報(やまだ塾)

2010 年 2 月 1 日 6:00 掲載

2010 年 2 月 2 日 1:00 変更

2010 年 2 月 7 日 10:00 変更

2010 年 2 月 7 日 10:00 補足

2010 年 2 月 8 日変更

- 参考までに、最初にスタッフ間で意見の分かれた解答を示した。
- 疑義のある問題もあるが、それは今後コメントするとして、現時点で解答を 1 つに絞った。
- 変更はその都度行う。(変更分は青字で表示する)

科目	問題	やまだ塾の解答	(参考) 最初、スタッフ間で意見の分かれた解答
①人体の構造と機能及び疾病(7問)	1	4	
	2	2	
	3	2	
	4	5	
	5	1	
	6	3	
	7	4	
②心理学理論と心理的支援(7問)	8	5	
	9	4	
	10	1	
	11	4	
	12	3	
	13	3	
	14	2	
③社会理論と社会システム(7問)	15	2	
	16	2	

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

④現代社会と福祉(10問)	17	5	
	18	1	
	19	1	
	20	5	
	21	3	
	22	3	
	23	3	
	24	5	
	25	2	
	26	1	
⑤地域福祉の理論と方法(10問)	27	5→3に変更	<p>(変更理由)</p> <p>5:職業訓練や教育訓練を通して雇用可能性を高めるのは「ソフトなワークフェア」である</p> <p>(補足説明)</p> <p>・早とちりであったが, 選択肢 3 の練度に問題は残る</p> <p>・3:当初, 社会的包摂, 社会的排除の定義は多義的であり, 選択肢の表現は適切ではないと考えて誤りとし, 深く考えずに安易に 5 を正解とした</p>
	28	4	
	29	4	
	30	5	
	31	5	
	32	1	
	33	5	
	34	5	
	35	3	
	36	4	
⑥福祉行財政と福祉計画(7問)	37	2	
	38	3	
	39	3	
	40	4	
	41	3	
	42	4	

43	2	
44	2	
45	4	
46	1→3 に変更	<p>(変更理由)</p> <p>・法文どおりのものを正解とした</p> <p>1:医療法第7条の2第1項</p> <p>「都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域(当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床(以下この条において「療養病床等」という。)のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画(以下この条において単に「医療計画」という。)において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床(以下この項において「精神病床等」という。)のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。)における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数)が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数)に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれ</p>

⑦社会保障(7問)

		<p>を超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。」</p> <p>3:介護保険法第94条第5項</p> <p>「都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可(入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の申請があった場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域(第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。」</p>
47	1	
48	5	
49	5	
50	5	
51	1	
52	3	
53	3	
54	4	
55	2	<p>(補足説明)</p> <p>・当初から選択肢2の練度には疑問があり、2点の疑義があったが、「解答を1つに絞る方針」から、正解とした。①対象を高齢者と限定している表現(「一定の障害者」が不足しているのではないか)、②「しか」という表現</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

		(「児童のプログラムであるSCHIP」が不足しているのではないか) ・正答発表時に、実施主体から「不適切問題」と発表される可能性は否定できないが、正答発表後に「不適切問題」を主張する場合には、2009年度ケアマネ試験のように「試験センター」に対する一般からの多数の直訴による以外にはない考える。
⑧低所得者に対する支援と生活保護制度(7問)	56	2
	57	4
	58	3
	59	2
	60	5
	61	4
	62	1
⑨保健医療サービス(7問)	63	1
	64	3
	65	5
	66	3
	67	5
	68	2
	69	4
⑩権利擁護と成年後見制度(7問)	70	3→4に変更 3, 4 (変更理由) 3: 刑事補償法第1条 4: 日本国憲法第11条～第13条
	71	2→1に変更 (変更理由) ・番号の記載間違い(お詫びします) (補足説明) 第570条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。 第566条第1項

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

		<p>売買の目的物が地上権, 永小作権, 地役権, 留置権又は質権の目的である場合において, 買主がこれを知らず, かつ, そのために契約をした目的を達することができないときは, 買主は, 契約の解除をすることができる。この場合において, 契約の解除をすることができないときは, 損害賠償の請求のみをすることができる。</p>
72	4	
73	4	4, 5
74	4	
75	4	
76	2	